

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	漂流軽石回収技術実証実験（その3）
業 務 概 要	本業務は、効果的な軽石回収技術の確立を目的とした実証実験を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号
契 約 年 月 日	令和 3年12月 1日
契 約 業 者 名	東洋建設（株） 沖縄営業所
契約業者の住所	沖縄県那覇市松山1-1-14 那覇共同ビル7F
契 約 金 額	63,030,000円 (税込み)
予 定 価 格	63,107,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	
業 務 場 所	沖縄県国頭郡今帰仁村 運天港地先
業 種 区 分	地質調査業務
履行期間（自）	令和 3年10月29日
履行期間（至）	令和 4年 2月28日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 漂流軽石回収技術実証実験（その3）
2. 被災場所 沖縄本島周辺海域
3. 契約の相手方 東洋建設（株） 沖縄営業所
4. 随意契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び予令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

（1）目的・内容

令和3年8月に発生した海底火山「福德岡ノ場（ふくとくおかのば）」の噴火に由来するとみられる軽石の漂流・漂着が確認され、この影響により、複数の港湾において船舶の航行が困難となるなど、地域の経済活動に大きな影響が生じている。また、海流等の状況によっては、他の地域の港湾においても軽石漂流・漂着による被害発生も想定される。

（2）理由

本業務は、軽石回収技術の実証試験等を行い、得られた技術的な知見や留意点等を整理し、早急に、港湾管理者等に広く周知する必要があることから、技術者・作業人員・資機材の迅速な手配・調達が可能となる者との契約が必要不可欠である。

このため、沖縄総合事務局と日本埋立浚渫協会九州支部との間に締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」の第5条第1項に基づき出動を要請したところ、東洋建設（株）が対応可能との報告があった。

東洋建設株式会社沖縄営業所は、技術者・作業人員・資機材の迅速な調達が可能なことから、本案件の履行にあたって知識、技術力を十分に有しているものと判断できる。

以上の経緯から緊急的な対応が必要となる本案件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、東洋建設株式会社沖縄営業所と随意契約を締結するものである。